

広川町農業委員会

第 8 回総会議事録

令和 6 年 3 月 5 日

広川町農業委員会第 8 回総会議事録

令和 6 年 3 月 5 日広川町農業委員会第 8 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
議案第 3 号 非農地証明に関する件
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
欠	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 江原 俊亮 熊添 博

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項3件、議案第1号5件、議案第2号4件、議案第3号2件、議案第4号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番 萩尾喜久夫 農業委員、11番 中島隆二 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は所有者で管理する旨説明。順位2 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は農地転用される旨説明。順位3 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約、解約後は別の方が耕作する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字太田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 賃貸借権の設定

事務局 本日は申請人である■■■■に総会への出席を求めています。営農の計画等について説明願います。

申請人 入室

申請人 ■■■■は主に農業機械の開発・製造・販売行っている会社になります。今回会社として有機栽培にかかる商品開発や事業を行っていく計画であり、今回農地を借りて開発した肥料を使用し、試験的に野菜を作付けするものです。

議長 申請人からの説明がありましたが質問がありましたらお願いします。

2番 萩尾喜久夫 農業委員 肥料についてはどこで製造し、どれくらいの量を製造されるのですか。

申請人 堆肥の製造については自社の敷地内で行います。原料についても畜産のふんなどは使用せず食物由来の原料を使用するため臭気などの心配はありません。製造量についても試験段階ですので1トンない程度になると思われます。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 堆肥の使用については表面に振るだけかそれとも土にすき込んで使用するのですか。

申請人 原料も畜産のふんなどを使用していないため臭気が出ることはありません。

6番 稲員繁広 農業委員 今までに他のところで農地を借りた実績はありますか。

申請人 農地をお借りするのは今回が初めてになります。

4 番 馬場啓介 農業委員 今回賃貸借されるとのことですが何年契約をされるのですか。

申請人 契約期間としては3年契約になります。場合によっては期間を延長することもあるかもしれません。

6 番 稲員雅史 農業委員 収穫した野菜については販売などを考えていますか。

申請人 収穫した野菜については基本的には、糖度を計測するなど試験用として使用します。それ以外についても社員に配るなどするため販売等の予定はありません。

山村佳代子 会長代理 試験結果が良かったら今後、事業化や販売などの計画はありますか。

申請人 会社としても農業機械だけではなく、有機農業についても事業化していくことを考えています。

議 長 他に質問はありませんか。無いようですので申請人については退席をお願いします。

申請人 退席

議 長 担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 農地については所有者の方がいちごを作られていましたがご本人が体調を崩されてここ数年耕作されていない状況でした、その後ハウスも撤去されています。■■■■が試験栽培をおこなう農地を探されており土地改良区に相談された結果、申請地である農地を紹介されて賃貸借で契約をされるものです。説明にもありましたとおり堆肥の臭気等の問題は無いということですですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 今現在も譲受人が農地を借りていちごを耕作されています。譲渡人については遠方に住んでいるため農地を譲り渡したいということですですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見

等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 隣接地も■■ ■■が耕作して管理されており問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

4 番 馬場啓介 農業委員 農地を取得して何を作付けされるのですか

事務局 葉物野菜や根菜類を作付けされるとのことです。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請人は野菜の買い付けの仕事をされており、併せて取得される宅地については農家から持ち込んでもらった野菜の集荷場として利用されるとのことです。農地も今現在も耕作されておらず荒れており、耕作してもらった方が環境的にも良くなると思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議がない方の挙手を求

めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 以前から農地は耕作されておらず荒廃した状況となっていました
今回申請人が農地を取得されて耕作されるとのことです。よろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見
等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について異議がない方の挙手を求
めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許
可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 店舗用地

事務局 本日は申請人である■■ ■■の申請代理人、開発設計担当者に総会への出席を求め
ています。転用計画について説明願います。

申請人 入室

議 長 申請人からの説明が終わりましたので質問がありましたらお願いします。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 申請地の三差路付近の計画地外の土地については地目や所有
者はどうなっていますか

申請人 土地については宅地となっており町有地となっています。また申請地北側の道路に
ついては通学路にもなっているため建設課の協議の結果セットバックして道路を広げます。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 広川町でも水害が発生しましたが雨水の排水についても問
題はありませんか。

申請人 雨水の排水計画については敷地西側の雨水については既設の水路へ排水し、敷地の
東側の雨水については町道の道路側溝へ排水する計画になっています。昨年の大雨時も現地
を確認し水路が溢れるような状況にはなっていませんでした。

議 長 他に質問はありませんか。無いようですので申請人については退席をお願いします。

申請人 退室

議長 担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 地元説明会も開催し地元の了解も得られており問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字日吉 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 特定建築条件付売買予定地（3 区画）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 申請地周辺は宅地化してきており、隣接地にぶどう畑がありますがそちらの方とも同意が得られています。排水計画についても問題は無いと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字太田 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 貸駐車場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 近隣の方より駐車場の需要があるため貸駐車場として転用されるものです。雨水排水についても北側の水路に排水されるため問題は無いと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

4 番 馬場啓介 農業委員 具体的にどなたが駐車場を借りられるのですか。

事務局 近隣のアパートにお住まいの方のほか、申請地西側についても駐車場となっており業務用のトラックが停められています。トラックについては西側から出入りをされるということです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請地の北側については以前、家が建っていましたが現在は取り壊されています。申請地の地目は田となっていますが以前より宅地と同じ高さとなっていました。申請人については元々、当条の出身の方であり地元に戻ってきて家を建てられるものです。水利関係の同意もありますので問題は無いと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地西側の道路についてはセットバックはされるのですか。

24 番 野田隆文 推進委員 今現在でも道路幅が 4 m あるためセットバックの必要は無いということです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号非農地証明に関する件について順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 申請人：■■ ■■ 申請理由 現況が山林化しているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 申請人は後継者がいないため荒廃して山林化している状況です。今後所有権移転をする際にも、現況と地目が合うように非農地の申請をされるものです。よろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

2 番 萩尾喜久夫 農業委員 今回の申請については面積が大きいので県などの許可が必要になるのでしょうか。

事務局 非農地申請については県・国などからの許可が必要になるものではありません。地目が畑になっていますので以前は耕作がなされていたと思われます。現況が山林化し農地でなくなっている場合は国の指導でも農地台帳から除外するように指導もあっていますのでその指導に基づいて非農地の証明を行うものです。非農地申請後は地目については山林になるかと思います。山林になりますと所有権移転の際にも農地法の許可等は必要なくなります。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字藤田 申請人：■■ ■■ 申請理由 現況がコンクリート敷きされているため 経緯についての報告・国の非農地の通達について説明

議長 順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

12 番 古賀貴美夫 農業委員 要望になりますが私が農業委員になるまでは、農地を農地以外目的で使用する場合は転用の許可が必要であることが分かっていませんでした。一般の方についても同じような認識だと思います。農業委員会より年に 1 回でも良いのでそのような周知をしていただきますようにお願いします。

議長 現在も町広報誌で年に 1 度農地転用について周知を行っています。古賀委員が言われる通り一般の方は許可が必要であることを認識されていない方も多くいらっしゃると思います。また町外の方が相続をされて農地であることを認識されておらず、知らずに違反状態になっているケースも増えていくと思われます。農業委員会としても農地パトロールなどの活動を通して、違反を未然に防止できるように委員の皆様についてもご協力をお願いしたいと思います。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。

議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■。

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。